

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について

- 1 趣 旨 平成 21 年 5 月施行の改正介護保険法において、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。
- 2 内 容 ①事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制を整備し、②電子申請フォームから届出を行ってください。

① 事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制の整備

整備内容	事業所等数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
①法令遵守責任者の選任	○	○	○
②法令遵守規程の整備	×	○	○
③内部監査規程の整備	×	×	○

※事業所等数
＝事業所又は施設

② 電子申請フォームからの届出

令和 5 年 3 月 28 日 13 時から、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下「届出システム」という。）を使った電子申請等による届出が可能となりましたので、原則、こちらのシステムから届出を行ってください。

※「届出システム」運用前に、すでに事業者（法人）番号を取得している事業者は、新たに事業者番号を取得することはできませんので御注意ください。

※各事業者の事情により、電子申請での届出ができない場合は、京都府高齢者支援課までその旨御連絡の上、以下区分に従い関係行政機関へ届出を行ってください。

※詳細については、[京都府ホームページ](#)へ掲載しておりますので御確認ください。

事業所等の所在状況	届出先	届出様式
2 以上の都道府県の区域、かつ、3 以上の地方厚生局の区域	厚生労働省（本省）	国が別途作成
2 以上の都道府県の区域、かつ、2 以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事務所が所在する都道府県	都道府県が作成
京都府の区域内のみ	京都府	
京都市の区域内のみ	京都市	市町村が別途作成
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一の市町村内のみ所在する事業者	市町村	

- 3 検査等 京都府では、業務管理体制に関する検査実施要綱及び検査実施要領を定め、運営指導の際に併せて検査を実施しています。